給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第３号

愛媛県北宇和郡松野町吉野811番地
再生債務者　山本　博文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月６日
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（再ロ）第４号

愛媛県西予市宇和町稲生746番地５
再生債務者　西村　浩則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月６日
松山地方裁判所宇和島支部

平成２０年（再ロ）第３号

島根県浜田市長沢町3266番地
再生債務者　黒木　淳也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年10月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月21日　松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（再ロ）第２号

山形県最上郡真室川町大字平岡573番地
再生債務者　梁瀬　敏明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年10月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月６日　山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（再ロ）第６号

川崎市高津区新作３丁目12番５―801号
再生債務者　山崎　聡
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月９日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

給与所得者等再生による変更再生計画案についての意見聴取

平成１９年（再ロ）第５号

愛媛県松山市馬木町139番地２
再生債務者　海口　眞司
1　意見聴取に付する変更再生計画案　平成21年10月23日付け変更再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年12月３日まで
平成21年11月５日　松山地方裁判所民事部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成21年11月17日　埼玉県教育委員会
1　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類
(1)　須田　知昭、埼玉県、東京都教育委員会
ア　中学校教諭１種免許状（数学）
イ　高等学校教諭１種免許状（数学）
(2)　毛塚　弘幸、東京都、埼玉県教育委員会
ア　中学校教諭１種免許状（数学）
イ　高等学校教諭１種免許状（数学）
2　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
乙の合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年十一月五日
掲載頁　八十九頁（号外第二三五号）
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年十一月五日
掲載頁　八十九頁（号外第二三五号）
平成二十一年十一月十七日
東京都中央区銀座一丁目一四番一五号
(甲)　株式会社常口アトム東京
代表取締役　澁谷　正人
東京都中央区銀座一丁目一四番一五号
(乙)　株式会社ジー・パートナーズ
代表取締役　澁谷　正人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しているすので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年八月五日
掲載頁　九十頁（号外第一六四号）
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年八月十三日
掲載頁　一一七頁（号外第一七〇号）
平成二十一年十一月十七日
埼玉県吉川市旭七番地１
(甲)　株式会社丸和運輸機関
代表取締役　和佐見　勝
埼玉県吉川市高富二丁目１番地六
(乙)　株式会社関東丸和ロジスティクス
代表取締役　吉井　章

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年１月１日であります。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十六日
掲載頁　一七二頁（号外第一三六号）
(乙)　http://www.disclose-support.com/0f6u1r5u.html
平成二十一年十一月十七日
東京都港区虎ノ門一丁目二番六号
(甲)　新日石トレーディング株式会社
代表取締役　伯田　頼彦
北海道石狩市新港西一丁目七一八番地三
(乙)　太平洋商事株式会社
代表取締役　伯田　頼彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁及び戊は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年１月１日であり、丁は会社法第七八四条第１項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を予定しており、その他各社の株主総会の承認決議は平成二十一年十二月三十一日を予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月三十日
掲載頁　一五一頁（号外第一六〇号）
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月二十九日
掲載頁　七十四頁（号外第一五九号）
(丙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月二十二日
掲載頁　九十五頁（号外第一五三号）
(丁)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年八月十一日
掲載頁　九十頁（号外第一六九号）
(戊)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月二十三日
掲載頁　九十六頁（号外第一五四号）
平成二十一年十一月十七日
東京都豊島区南池袋一丁目一六番一五号
(甲)　株式会社アイ・イーグループ
代表取締役　佐々木　剛
東京都豊島区西池袋二丁目二九番一六号
(乙)　株式会社エコオフィスドットコム
代表取締役　羽田　智宏
東京都豊島区西池袋二丁目二九番一六号
(丙)　株式会社セールスサポートソリューションズ
代表取締役　岡野　俊彦
東京都豊島区西池袋二丁目二九番一六号
(丁)　株式会社建設特化
代表取締役　熊川　憲雄
宮城県仙台市青葉区五橋一丁目六番六号
(戊)　株式会社ライフサイバー
代表取締役　佐々木　誠